

第36回休眠預金等活用審議会・
第16回休眠預金等活用審議会ワーキンググループ
議事録

1. 日時：令和4年10月31日（月）16:00～18:23
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
 - （委員） 高橋会長、程会長代理、梶川委員、清原委員、篠崎委員、白井委員、野村委員、萩原委員、服部委員
 - （専門委員） 小河主査、曾根原主査代理、江口専門委員、白石専門委員、玉田専門委員
 - （内閣府） 田和事務次官、井上内閣府審議官、林統括官（経済社会システム）、小川休眠預金等活用担当室室長、小川休眠預金等活用担当室参事官、下井休眠預金等活用担当室参事官
 - （指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）
二宮理事長、岡田専務理事、大川事務局長
4. 議題：1. 助成限度額（通常枠）の決定方法について
2. 国際協力への支援について
3. 各成長フェイズにおける支援について

○小川室長 それでは、定刻となりましたので、内閣府の「休眠預金等活用審議会」第36回を開会させていただきます。これは第16回のWGとの合同会議となっております。

本日もオンラインでの開催とさせていただきます。皆様、お忙しい中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。

出欠状況でございますが、本日は栗林専門委員、三宅専門委員が御欠席でございます。また、程委員、服部委員におかれては遅れての参加と伺っておるところでございます。また、JANPIAからは二宮理事長ほか皆様に御出席いただいているところでございます。

本日の議題でございますが、前々回、休眠預金等活用制度5年後見直しの全体像を御議論いただきました。また、前回は、そのうち個別テーマとして、出資の解禁につきまして御議論いただいたところでございます。本日は、引き続き個別論点のうち、助成限度額（通常枠）の決定方法、2つ目に国際協力への支援の在り方、3つ目に各成長フェイズにおける支援の在り方、特に自己資金比率の在り方、この3つについて御審議を賜りたいと考えてございます。

会議資料につきましては議事次第に記載されておるとおりでございます。御確認いただければと思います。

これら資料の取扱いでございますけれども、前回と同様、議論の公正性・中立性を担保するために、一旦は非公表とさせていただきますが、対応方針がまとまった段階で議事録と併せて公表させていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、以後の議事進行を高橋会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 皆さん、こんにちは。高橋です。

それでは、議事1に入りたいと思っております。助成限度額の決定方法についてですけれども、まず、内閣府から決定方法について御説明をいただき、その後、意見交換に移りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小川室長 申し遅れました。私、休眠預金等活用担当室長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、私から、資料1に沿って助成限度額の決定方法についての論点について御説明申し上げます。

1 ページを御覧いただければと存じます。

現行制度をおさらいいたしますと、現在はあらかじめ40億という上限が設定されておりまして、その枠内で毎年通常枠の具体的な額を決定しているというような仕組みになってございます。

経緯でございますが、法案をつくった、この制度をつくった段階で、休眠預金等活用制度については堅実・慎重に運用すべきだという意見が議員立法の策定過程の中であったということ。これを受けて、小さく生んで堅実に育てるという観点から、当初5年間は助成限度額は20億から40億を想定していると説明をし、この形で了承いただいたという経緯がございます。資料には書きませんでした。かなりの慎重論も強くあったと伺っております。元来、国民の皆さんの預金である休眠預金の使い道として、こうした使い方がいいのだろうかという疑問も抱えながらの策定過程であったと伺っております。

この枠内で実績でございますが、2019年度においては30億、それ以降、少しずつ増やしてまいりまして、2022年度、今年度においては上限いっぱいの40億で運用しているということでございます。

これに対して、現場のほうからは、40億という規模は期待に比してあまりに小規模であるという声もいただいております。また、昨今の政府全体の取組の中で、特に孤独・孤立問題への対応として休眠預金等活用制度への期待が非常に大きくなっているということは、政府内、それから、与党の中、双方を通じてでございますが、こうした現状があるということでございます。

これを踏まえて、課題でございます。2 ページでございますが、次のように整理させていただきました。

一つは、制度創設時に抱かれた懸念について、その後の制度運用を通じて一定の信頼を勝ち得たかどうか、そのように評価できるかどうかということ。そうした評価を得ている

とすれば、今後の在り方として、例えば何らかの中期目標を設定しつつ、新たな手法で、すなわち当初から上限額を設けるのではない新たな手法で助成限度額を設定するということを考えたかどうかという課題設定をさせていただいております。

少し検証してみましたところが2ページの下段でございますが、2019年度採択事業、初年度の採択事業の中間評価の時期を迎えておりますので、これを見ますと、事業終了時の目標達成状況でございますが、資金分配団体においては全ての事業、それから、実行団体においても8割の事業でおおむね達成できる見込み以上の評価となっております。その意味で、どんな事業に使われるか分からないと、どのような成果が出るか分からないといったことが当初の懸念の原因であったとすれば、それに対しては一定水準の評価を得ていると見ることは可能ではないかというのが私ども事務局の検証状況でございます。

それを踏まえまして、対応案を3ページに書かせていただいております。

1つ目のポツであります。現在行っておるように各年度5年間共通の助成限度の条件をあらかじめ設けることとはせず、何らかの中期目標を設定しつつ、各年度の必要額を積み上げて計上するという方向に移行してはどうかという対応案でございます。

その際、中期目標につきましては、まず増える方向、増方向の要因としましては、これまでの休眠預金の活用状況、先ほど申しました上限まで張りついてきているということ。それから、案件の掘り起こし、最近議論になっておりますソーシャルセクターの発展といったことが需要を喚起していくであろうと。そういった意味での増要素が見込まれるということ。

一方で、②としておりますけれども、社会的インパクトといったものがきちんと生じているかどうかという把握、社会的インパクトがしっかり出ていないということであれば、それは過剰な事業量であるというような意味になるかと思えます。その意味で、これは抑制といいますか慎重要素として、社会的インパクトの検証、あるいはJANPIAなり資金分配団体の体制、それらの額をこなすだけの体制があるかどうかといったこと。こうした慎重要素、この双方を見渡すような中期目標をバランスよく設定するということが考えられるのではないかと。その具体像は今後検討してはどうかということを書いておるものでございます。

ちなみにでございますが、参考資料でございます。

4ページでございますが、今後のインパクト投資の動向でございます。左側は社会変革推進財団様の資料です。それから、右側はGlobal Impact Investing Networkというところの資料から取ったものでございまして、総じて日本におけるインパクト投資残高、それから、世界におけるインパクト投資残高というのは拡大基調、とりわけ日本においては急速な拡大基調にあるということが読み取れるところでございます。

ページをめくってください。

一方で、参考の別紙2でございますが、資金分配団体の状況を見ますと、新規団体の参加は減ってきておりまして、2回目、3回目以降の過去に採択実績のある団体が増えてい

るということでございます。その意味で、新規の資金分配団体をより多く掘り起こして、こうしたところが今後増大する資金額、これをこなすだけの体制をつくっていくということも併せて考えなければいけないだろうと。このような意味で別紙1、2をつけさせていただいておるところでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 小川室長、ありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

例によって、「手を挙げる」ボタンを押していただきましたら、私から指名させていただきたいと思います。どなたからでもどうぞ。

それでは、白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 御指名ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。

短期的アウトカムが2層目、3層目で確認できてきたという状況で、今後増額を認めていくという方向性に賛成です。

孤独・孤立問題はコロナ禍で高齢者のみならず世代を越えて若い女性等の社会的に弱い方々の課題になっていると感じております。そうした課題を解決していく実行団体や資金分配団体をもっと増やしていくということが必要です。今まで以上に中間支援組織のさまざまなプレイヤーを育成していくという役割がJANPIAに求められていくのだろうと思います。また、先日議論があった出資の仕組みも含めて、どういった手法でどんな中間支援組織にどのくらいこれからやっていこうという中期計画を審議会でも検討した上で、予算金額を毎年定めていくのがよろしいのではないかと思います。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

今、お話がありましたけれども、事務局としては、中期目標の設定あるいは毎年の実行額についてどういうふうに決めていくということをお考えなのか、もし現時点であればお願いしたいのですけれども、事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 率直に申しまして、現時点においてはこの資料の3ページに書きました定性的な増要因、慎重考慮要因、これらを踏まえて検討していくというところでとどまっているところでございます。その詳細については今後また検討させていただいて、実際には、今後、基本方針、基本計画、事業計画、これらが年明け、2～3月に議論されますので、その段階までに具体化をしていきたいというようなスケジュール感で考えておるところでございます。

なお、議連における議論を御紹介させていただきますと、極めて腰だめといいますか、相場観のお話でありますけれども、現状40億でございますが、これの2倍とか3倍といったぐらい需要があるのではないかとといった感じが議員のほうから示されていることが多々ございました。また、議連で現地視察をしたときにもほぼ同様の感触でお話がされている

ことがございました。

これらはいずれもデータに基づくものではございませんが、議論としては御紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋会長 事務局、ありがとうございました。

ほかに御意見は。

では、篠崎委員、清原委員の順番でお願いしたいと思います。

まず、篠崎委員、お願いします。

○篠崎委員 篠崎でございます。

御説明ありがとうございます。

銀行の立場としましても、第1回でも議論されましたとおり、ファンドですとか出資、また、ポストコロナにおける新たな支援活動の開始やその動機づけという面もありまして、御提案のとおり、上限よりも中間目標という中で折り合いをつけていくという考えは、体制としては賛成でございます。

ただ、先ほど議論にもありましたとおり、足下の中で資金分配団体等が求める事業だとか資金の合計は現時点でも上限という形で一定の目線まで来ているのかどうか、改めて御教示いただければと思います。

私からは以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それは、現場の感触としてはJANPIAさんですか。

○岡田理事 JANPIAの岡田から御報告させていただきたいと思うのですが、本年度の通常枠の公募は2回に分けて行うことにしているのですが、40億の資金枠のうち、第1回の公募で17事業で約30億強の助成が既に確定している状態でございます。あともう一回やろうと考えているのですが、その額は10億を切るような状況ということでございます。

これは昨年度の21年度と比較してみますと、21年度も第1回、第2回と公募を2回に分けてやりましたが、第1回で11事業18億円、第2回で14億ということで、大体第1回のほうが第2回より多いのですが、かなり近い形だったのですが、今回は30億をかなり使っていますので、資金規模的には40億はきつくなっている。そういう形になっているかと認識しているということでございます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

篠崎委員、よろしゅうございますか。

○篠崎委員 承知しました。ありがとうございました。

○高橋会長 それでは、続きまして、清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

先ほど小川室長から、参考として別紙1「インパクト投資残高の推移」について、また、

別紙2「資金分配団体数の推移」について御報告があり、それぞれの投資残高が増加傾向にあることや、資金分配団体数は増加傾向にあるのに新規の採択団体数が低下している状況にあるとのこと。また、ただいま、岡田様から御紹介がありましたように、2回に分けて選考したところ、1回目で30億という規模の選考が進んでいるというような状況を踏まえ、今まで40億という規模で適切な運営がなされてきたとは思いますが、今後の休眠預金等の活用の領域として、「孤独・孤立」対策やさらなるニーズも想定されることから、やはり中期計画において一定の増加を含めた今回の対応の御提案が適切ではないかと考えます。したがって、ご提案の方向性について賛意を示したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、白井委員、お願いします。

○白井委員 ありがとうございます。

当初の議論のとおり、まずは小さく生み出して、大事に育ててそれを大きく育てていくという方向を考えましても、今回、40億という枠を飛び出て大きく育てていくという方向性は異論がないところかなと。議連の議論も踏まえても、異論がないところかなと思っています。

一方、事務局にお願いしたいところなのですが、書きぶりとして、この資料の中に何度も「JANPIA・資金分配団体の体制といった観点を踏まえ」という形で書いてありまして、特にJANPIAについて「JANPIAの体制を考えて」というような文言が入るとするのは、現時点で私自身は違和感があるところです。これから大きく育てていくときに、それこそ専門的な機能というのが必要であれば、それもまた考えていくべきではないかという議論のまだ途中と考えておりますので、何だかJANPIAの体制にこの事業自体が体の大きさを合わせていくというような捉えられ方がするような書きぶりというのは違和感がございました。そこはまた今後御再考いただきたいところです。

以上です。

○高橋会長 そこはおっしゃるとおりだと思います。JANPIAの体制がボトルネックになるということがあってはいけないことだと思いますので、そこはボトルネックにならないという大前提、してはいけないという大前提で議論しないといけない。まさに御指摘のとおりだと思います。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、続いて、江口専門委員、お願いいたします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

限度額を上げるということは賛成ですが、1つお聞きします。孤独とか孤立問題については額が小さ過ぎるということが出されましたが、これは資金分配団体で挙がる手が多いのか、それとも資金分配団体で助成をもらう額よりもっと多い額が必要ということをおっしゃっているということなのではないでしょうか。

○小川室長 事務局からでございます。

この記述は、現在、JANPIA・指定活用団体においてそうした実事を把握しているというよりも、与党の中における孤独・孤立に関する議論の中で、孤独・孤立対策においては中間支援組織的なものが非常に重要であると。中間支援組織的なものに対する支援としては休眠預金の活用は非常になじむのではないかというような議論が、今、議論としてある段階でございます。今後、政府として孤独・孤立対策が取りまとまっていけば、今以上に孤独・孤立関係の資金分配団体ないしは実行団体の需要が拡大、喚起されていくのではないかと。このような見通しを書いておるものでございます。

そういう意味で、今、これまで採択されたところで採択し切れなかったとか、あるいは採択された額が小さいということを必ずしもここでは申し上げているものではないという意味の記述でございます。

○江口専門委員 ありがとうございます。

そういう孤立とか孤独という問題を担っているところに声をかけていくということも含めてのことと理解してよろしいでしょうか。

○小川室長 そのとおりでございます。アウトリーチをそうしたところに特に積極的にと考えてございます。

○江口専門委員 ありがとうございます。

○高橋会長 では、続いて、小河専門委員、お願いします。

○小河主査 御説明ありがとうございます。

私も40億の枠を取って広げていくことには、今までの議論の中で皆さんがおっしゃられたとおりで賛成です。

しかしながら、皆さんこれも同じ考えだと思いますけれども、額としては、それこそ今の10倍、あるいは将来的にはそのぐらいの大きな額になる可能性もあるかと思うのですが、そこはおっしゃられたように今後の状況を見ながら徐々に増やしていくという方向性であるのだろうと思っております。

先ほど白井委員からもお話があったように、JANPIAのこともそうなのですが、一方で、私がどちらかというところと心配しているのは、資金分配団体が急激に増えていくとは思えない。今の示していただいた参考資料の2を見ても、大きく増えてはいないというところもありますし、今年度に関してはまだ途中なのでこういう数字だと思うのですが、一つは質問ですが、これは年度の終わりになると大体去年と同じような水準に行くのか、やはりちょっと伸びが止まっているという感じなのかというのは少し教えていただきたいと思っています。特に継続しても資金分配団体が盛り上がっていくということでもないという部分もあるとすると、急激に拡大するという事はなかなか難しいだろうということかなと思っています。

また、新たな分野も、これは前回でも議論がありましたけれども、投資という分野についてもスモールスタートということを皆さんも、私もそう思っておりますけれども、そう

いう御意見もありましたので、この分野についてもやはり着実に進めていくということが必要ではないかと思えます。

意見と質問が混在してしましまして申し訳ありませんでした。

○高橋会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 JANPIAさんのほうから今の状況、見通しのお話をお願いできるでしょうか。

○岡田理事 JANPIAの岡田です。

今年度の助成の枠は40億ということで、上限が決められていますので、第2回目は10億弱ぐらいの残された範囲の中で資金分配団体を選定するという事になるかと思えます。まだ公募も始まっておりませんので、資金分配団体の数として2回目が終わってどれだけになるのかというのはまだ現在では見通しができない状況かなと考えているということでございます。

以上です。

○大川事務局長 補足をしてもよろしいでしょうか。JANPIAの大川でございます。

本日お配りしております参考資料がございまして、それを共有させていただきたいのですが、参考資料のほうに、今示しております申請状況をまとめたスライドがございまして、特に御覧いただきたいのは、通常枠40億の今の推移です。先ほど申請団体の数などもコメントしてございますが、第1回目は40団体申請、40事業ですので40団体ということなのですが、額としては75億円、そのうち採択17事業で30億を採択している。これが先ほど30億と申し上げた数字でございます。

第2回目がまだ残っておりまして、11月の終わり頃に締め切りをするのですが、こちらがどれくらい来るのかということは推移としてはなかなか見通し難いところがあるのですが、もともと40事業申請いただいたところがあって17事業採択、半分以下ですが、例えば今回採択に至らなかった団体様がもう一回チャレンジをされるというケースも含めて考えますと、推移としましては残りの約10億は十分採択に至ると思うのですが、まだ資金分配団体の担い手の公募先という観点ではもう少し伸びしろがあるのかなとは考えている。実際にこれはどれくらい来るのかというのはやってみないと分からないところがありますけれども、今の状況はこんな状況でございます。

補足まででございます。以上です。

○小河主査 ありがとうございます。詳細な資料も確認させていただきました。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかには挙がっていないようですので、よろしゅうございますでしょうか。

基本的に限度額の引上げは皆さん御異論のないところだと思います。制度改正なども通じて参入障壁も低くなっていくということもあると思いますので、これから増えていくということを期待したいと思います。

それでは、議事2に入りたいと思います。

まず、内閣府から資料2「国際協力への支援について」を説明いただき、その後意見交換に移りたいと思います。

それでは、内閣府、よろしくお願いします。

○小川室長 内閣府から説明させていただきます。

国際協力への支援についてということで、資料2に沿って説明を申し上げたいと思います。

これも現行制度、経緯等から申し上げますと、現行制度では法律に定める目的、基本理念に照らすと、支援の対象となる民間公益活動は国内における活動を対象とするというような解釈・運用を採用してきたというのが現状でございます。

経緯においては、国外支援の必要性についての議論はあったのですが、先ほどの慎重な議論というのと軌を一にしますが、まず国民の資産を休眠預金に活用するというのを考えると、国外支援までは対象支援になじまないのではないか、あるいは実際に高いハードルがあるのではないかということから、差し当たり対象外とするという政策判断が出されたと承知しております。しかしながら、実際には地域における多文化共生等を目的として在留外国人等の就労支援、あるいは日本語教育などを行っているところがございませう。これはめぐりめぐって日本国の地域の活性化等に資するというような考え方で整理しているというのが現状でございます。

これに対して、現場あるいは国際NGO等から、我々に対して、あるいは議連におけるヒアリングにおいて次のような声があるところでございます。

一つは、国際課題の解決というのは、直接には国際課題ですが、日本国の国益あるいは市民生活の向上につながるという効果があるので、国外支援に休眠預金を使うのは意義があることだというような御意見。

それから、すぐに行うのは難しいけれども、難民問題、気候変動といった横断的な課題に向けた支援を検討していく、行っていく必要があるのではないかという将来的な対応としての御意見をいただいております。

次のページはやや先取りした資料になりますが、今、私も休眠預金が対象としているものを絵にプロットするとこういった形になるのではないかということでございます。縦方向に支援対象として日本人、それから外国人、外国人の中でも在留外国人あるいは日本への入国、出国があるという日本との関わりがある方、それから、純然たる現地の外国人の方、こうしたベクトルを置いております。横方向には活動場所が日本であるか、国外であるかといった仕分けをしております。

そうしますと、主に今回休眠預金の活用対象としているのは青い網かけがあるところ、すなわち日本国内において日本人並びに日本国と何らかの関係を持つ外国人の方々に対する支援というのは、現行制度の考え方においても対象となるであろうと。しかしながら、実際に使われているのは左上のところでございますが、日本人、在留外国人を対象として、かつ分野においても比較的限られたもの、例えば子ども食堂、在留外国人の学習支援とい

ったところに限って実際に活用されているというのが現状ではないかということでございます。

そうすると、漏れ落ちるのが白いところでございまして、国外における日本人学校への支援ですとか、あるいは右下のところにあります人道支援、開発支援、こうしたものについては休眠預金の対象外となっている。このようにプロットできるのではないかとということでございます。

こうした頭の整理を基に、私どもでヒアリングを行ったものが3ページでございます。外務省、JICA、国際NGO等へのヒアリングを実施したときの主な御意見を5点まとめてございます。

一つは、外務省のほうからは、国外支援においては外交政策との整合性、治安状況の確保というのは必須であるということ。このため、外務省が所管する日本NGO連携無償資金協力においては、大使館との事前調整等が行われている。それから、ODA、政府開発援助との関係整理も必要であるというような指摘が上がったところでございます。

また、休眠預金の支援額は現行40億でございますが、これに比して国外支援の必要額というのは相当ロットが違うというような御指摘もありました。

あるいは、国外で活動している団体において個別にフォローアップ、伴走支援等、それから、制度に必須となっております事業評価を行うことは困難が伴うのではないかとといったこと。

それから、現状ではJANPIAの体制、ここは読み替えとしては指定活用団体の体制ですね。それから、資金分配団体になり得る団体数とも、それをこなすに十分な体制がないのではないかとということ。

最後ですけれども、国内で実は国際協力を行っているNGOは一定数いるのですけれども、休眠預金等活用制度の認知度が低い。したがって、休眠預金等活用制度に参加している団体はごく一部にとどまる。こうした評価もヒアリングにおいていただいたところでございます。

それを踏まえた課題整理でございますけれども、4ページでございます。

課題のところは今申し上げたところをそのまま書いたものでございます。整理すれば、まず国内で活動している団体に対しては周知が足りないのではないかと。こうしたように、課題は比較的単純に整理できるのではないかと考えてございます。

一方で、国外で活動している団体に対する支援としては、先ほど指摘があったような外交政策との整合性や規模の問題、監督の問題、こうしたものが課題としてあると考えられます。

また、ここまででは出てこなかった論点ですけれども、活動する法人が国内法人、我が国の法律に基づいて設立した法人であるか、あるいは外国の法律に基づいて設立された法人であるかといった主体に着目した仕分け、切り分けも必要ではないかといった御指摘もあるところでございます。

こうしたことを踏まえて、5年後見直しのタイミングでの対応案でございますが、課題に掲げましたとおり、国内で外国人支援等を行う国際NGOにおいては制度の活用を促進していく。現在知名度が低く、したがって活用が進んでいないというところがございますので、この活用を促進していくということで期待に応えたいと考えてございます。

JANPIAにおかれましては、この9月にも多文化共生等のセミナーを開きまして、中間支援団体、JANICという団体がございますけれども、こうした声かけによって一定数の国際NGOが参加している。既にこのような着手がなされているところがございますので、こうした取組を拡大していくというのが一つ。

もう一つ、国外支援、国外における支援につきましては、今申し上げました休眠預金等活用制度の国内での参加状況も見ながら、国外活動に対する実効的な監督等が可能であるかどうか、先ほど課題に掲げた小さなポツの4つの点です。こうした点を踏まえながら検討していくことが適当ではないかということでございます。

その心は、2ページの絵に戻っていただきますと、日本と国外のところに薄らと青いグラデーションの帯がかかっておりますが、ここの部分です。国外で活動しているけれども、例えば外務省の施策の枠組みの下に行われているとか、強い関連を持って行われているといった形で、国外での活動に対する実効的な監督が可能なものもあり得るであろうと。こうしたものが出てくれば、その場合にはいわばケース・バイ・ケース、個別対応として判断していくというような姿勢。裏返せば、一律に国内、国外で切り分けて一定の方向を出すというのではなくて、この限界領域、境界領域においてはケース・バイ・ケースの対応をしていくということで対応してはどうかということを私どもの現在の案として掲げておるところでございます。

事務局から以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、また御意見を伺いたいと思います。どなたからでもどうぞ。

私は、法務省で外国人あるいは外国人労働者の受入れ、共生社会の実現の議論に参加していますが、国内で共生社会の実現については極めて課題も多いし、ニーズも多い。そうした分野などを支援していくことの意義は非常に大きいと思います。ただ、休眠預金の周知が足りないと思います。

1つだけ質問させていただきますけれども、国際NGOという言葉が出てきますが、これは外国人とのかけ橋になっているNGOという意味でしょうか。それとも国籍、外国人のNGOも含めて、という意味合いの言葉なのか、事務局に言葉の定義をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○小川室長 必ずしも厳密に定義せずに使っておりますけれども、今の会長の線で言いますと後者のほうです。広く国外の支援活動を行っている団体も含めて、ここでは一旦国際NGOという表現をさせてもらっているということでございます。

○高橋会長 分かりました。

それでは、皆様の御意見を伺います。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

ただいま高橋会長がおっしゃいましたように、私も日本国内における外国人あるいは異文化との共生というのは極めて重要だと認識しております。特に新型コロナウイルス感染症がもたらしております大変深刻な課題は、「非対面・非接触」の要請のみならず、海外への渡航あるいは海外からの日本への渡航が極めて抑制されてきたことです。その中で、特に子どもたち、若い人たち、また、大人も含めて、国際的な視野を持って外国、異文化を理解していくということが従来以上に重要な課題になっていると認識しております。

そこで、例えば2ページの実施状況の中で、現行制度の活用が想定し得る活動の中に「国際理解教育」というものが位置づけられておりますが、これは本当に重要だと思いますし、今後の発展的な可能性として、四角囲みで「国外での活動に対する実効的な監督が可能なもの」がありますけれども、まずは国内ということに少し重点を置いてスタートするということは有意義ではないかと思っている次第です。

そこで、1点質問がございます。そんな中、積極的に、4ページの対応案のところには、JANPIAさんが9月に開催した「難民・多文化共生等への休眠預金活用セミナー」において、JANICさんの声掛けにより一定数の国際NGOが参加されたとあります。その際の皆様の休眠預金活用への期待ですとか、あるいは、きちんとPDCAを回して検証・評価をしながら事業を実施していくことについての意欲が感じられたかどうかとか、せっかく開いていただいたセミナーでございますので、今後に向けての参加者の皆様の御意見や感触などについて、もう少し詳しく御紹介いただけるとありがたいです。

以上です。よろしく願いいたします。

○高橋会長 JANPIAさん、いかがでしょうか。

○大川事務局長 御質問ありがとうございます。JANPIAの大川でございます。

9月15日にセミナーを行いまして、その内容等はホームページ等でも公表してございますが、そのときにどんな反応があったかという御指摘でございますので、少し資料を見ながら御説明さしあげたいと思います。

これは活用セミナーが終わった後に当日の様子など、あるいは御質問なども整理したものでございまして、これは要するに物価高騰ということでの社会課題の解決に接続したような部分についてもテーマとしつつ、今、ここで問題提起されております国内で外国人支援等を行う国際NGOあるいはそういった活動を行う団体様向けということも含めて議論させていただきまして、難民支援、多文化共生等の事業領域の現場からということで関係の方を招きまして、御意見をいただくということをしております。現状とか課題の認識等、また、多文化共生の現場は休眠預金の事業でも一定数の事業がございまして、それぞれの活動の状況等をここで御報告もいただいて、この場合は中部圏地域創造ファンドさんのほうで御報告もいただきましたけれども、あとは日本国際交流センターさんからも難民支援

等の活動といったところの御報告をいただいております。

どういったところにどういう影響が出ているのかということ等について皆様に議論していただいたり、意見交換をしていただいたりした中で、実際に参加された方は全体では50名ほどいらっしゃるのですが、幅広く御参加されていますので、国際NGOの関係者に絞りますと、そういう方々から後日のアンケート等の結果では、例えば休眠預金の事業に参画してみたいという形で実際に個別相談というJANPIAの相談のお申出をいただいた団体さんも数団体ほどいらっしゃいました。実際に相談の会も開いておりますけれども、あと、関心は持っているという実行団体クラスの層の方々も結構いらっしゃって、そういう方々は今後こういった事業領域に休眠預金が活用されていくのであればぜひ検討してみたいといったお声も頂戴している状況でございます。

当日はセミナー形式でしたので、あまり参加者からの御意見をたくさんいただくというような機会がなかったものですから、後日のアンケートなどから聞いた内容を整理しまして今申し上げているような状況でございました。

御報告であります。

○清原委員 御説明ありがとうございます。

やはりセミナーを開いていただいたことによって、第一義的に休眠預金について知っていただくとともに、御参加の方に後日アンケートを取っていただくなどによって、相互性を持って国際的な分野での支援の在り方について考える機会として実施していただいたことの意義は大きいと思います。

引き続き、こうした現場の担い手の皆様の声を反映しながら、どのような活用の在り方が、先ほど申し上げましたように、しっかりとしたPDCAを回して、客観的な検証・評価を受けて実現していく在り方なのかということの本格的に検討するタイミングに来ていると感じました。

ありがとうございます。以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

白井委員、お願いします。

○白井委員 御指名ありがとうございます。

また、小川室長におかれましては、早速言葉の言い換えをいただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

国際協力につきましては、立法時の感覚よりも国民感情として、国際協力というのがあまり日本人と無関係なことではなくて、この国際情勢の変化の中で、それこそ国際協力をしないと日本に何かがあったときに協力してもらえないというようなことで、かなり直接裨益という部分の範囲が広がっているというところはこの世界情勢の変化の中で感じているところです。

ただ一方で、いわゆる国際NGOの中で日本での活動というのが、それこそ日本人への裨益というよりは資金集めの場として考えられている。それは悪いことではないのですけれど

も、そういうようなNGOもありますという中で、この休眠預金がそれに万が一になってしまうようなことがあると、本当にこの休眠預金自体の信頼性というものにも関わるところでありますので、そういうふうにならないようにという体制をつくりながら、まずは今活用されていない、ただ、活用していただけるような国内での国際協力だったり、あるいは共生への活動だったり、そういうところにまず使っていただけるように広報を促進していく、広げていくということから始めるのが段階としては適切なのではないかと考えているところです。

以上です。

○高橋会長 もっともな御指摘だと思います。

続いて、曾根原専門委員、どうぞ。

○曾根原主査代理 ありがとうございます。

私は自分自身の活動の中で、過疎化している国内の地方、とりわけ農山漁村エリアのサポートを行っているのですが、2～3年前、コロナ禍状況になり、そういう状況の中で国際NGOといった団体や企業が海外への渡航が制限される中で、活動の拠点あるいはフィールドといったものを国内の地方に移したいという相談が数多くありました。実際に活動の拠点を国内に移したという事例もありました。完全に移す場合もありますし、海外の拠点と国内の地方を同時並行的に進めていくという団体も実際にありました。そんな相談を受ける中で、国際NGOなどの活動を国内のフィールドで行う場合には、その活動はこの制度が使えるということにおいて、とても有効ではないかなと考えて聞いておりました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

国際的な視野を導入してもう少し拡大していくという議論は当然のことだと思うのですが、前提となっている2ページの図をお示しいただいています。これは一つの考え方としてきれいに整理されていて、マトリックスとしては一つの考え方ではあるとは思いますが、例えば日本人の若者たちが集まって海外でボランティアをしたいというような活動を志向していて、そのための資金に休眠預金を利用することはできないのですかと言われたとき、うまくはまらないような感じがちょっとありまして、そうなると、活動場所が海外だから駄目ですとなってしまうのか、それとも日本の国内の中でそういった国際的志向を持っている若者たちの活動を支援していくということはある意味では奨励することになるかと言われてみると、よく分からない感じになってしまったりするような気がします。

それから、私は、外国人技能実習生については、実は機構の評議員というものをやらせていただいている、ずっとお付き合いしているわけなのですが、一番の問題点は国内における受入れ先で給料の支払いが滞ったり、人権侵害もあつたりという大きな問題な

のですが、もう一つの問題は、国外から出してくるときの送り出し機関のところには大きな問題があって、ちょっと話が違ふというようなトラブルが起こったりしているわけなのです。そうしますと、その問題を解決するとき、日本国内に來ている外国人の技能実習生の問題を解決することができないということになると、やはり海外に出ていかななくては行かなくて、海外での活動をやるために海外に拠点を置いておくというようなことも必要になってきたりするわけです。そうなってくると、活動はこんなにきれいに切り分けられないのだろうなというような感じがちょっとしてしまっていて、結局のところ粒々で検討していかななくては行かないのかなと思うので、あまり厳格にカテゴライズしてしまうと、いいもの、悪いものというのが、結局尺に合わないものが全部排除されてしまうということになってしまいかねませんので、もう少し議論を深めたほうがいいのではないかなというものが正直なところの意見でございます。

以上です。

○高橋会長 このページの真ん中より少し下に日本に避難する外国人に対する支援ということで、外国から日本に來る方たちへの支援などがありますが、ここは、今もお話がありましたけれども、日本に避難するだけではなくて、働く目的で日本に來る人も含めて、來る前の段階から、それから、來てからの日本への定着に向けた、日本語なども含めて支援が必要だと思います。これは言葉尻の問題ですけれども、難民とか避難するというところだけではないと思います。言葉を変えていただいたほうがいいと思います。

今、もう少し議論したほうがいいのではないかというお話がありました。いろいろ混ざった部分というのが出ているわけですが、どういう領域を認めていくのか、もう少し整理しないといけないと感じております。

事務局としてはいかがでしょうか。

○小川室長 貴重な御示唆をありがとうございます。

野村委員の御示唆に沿っていくと、例えば本拠地みたいな考え方をに入れて、本拠地が日本にあって、しかし、活動している方がたまたま海外であることもあるというような切り口も有用かなと思います。この紙はあくまで二次元で切り分けていますので、かなり細かな部分が捨象された限界のある表になってございますので、会長から御示唆がありましたように、もう少し限界事例的なものを包括できるような考え方を検討してみたいと考えてございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、いかがでしょうか。

○野村委員 ぜひよろしく申し上げます。私もない知恵を少し御提供できればと思いますので、一緒に議論させてください。よろしくお願ひいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今の議論を踏まえて、さらに事務局で検討をお願いしたいと思います。

続きまして、議事3に入りたいと思います。まず、内閣府から資料3「各成長フェイズにおける支援について」について御説明いただいて、意見交換を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

○小川室長 事務局でございます。

資料3を御覧いただければと思います。

表題は「各成長フェイズにおける支援について」とちょっと抽象度の高い書き方をしていますが、1枚めくっていただきますと、個別には3つ掲げております。

一つは、活動草創期の支援といたしましてプログラム・オフィサーの関連経費、現在助成を期間限定で行っておりますが、これをどうするかということ。それから、自己資金比率を条件としていますが、これをどうするかということが1点目。

2つ目は、これは今後の話でございますけれども、活動草創期を超えた成長・成熟期に休眠預金としてどのように関わっていくことが可能か、適当かといった御議論でございます。

これらは、今の細かく言うと3つ、大きく言うと2つを、成長フェイズに合わせた支援の在り方ということでカテゴライズしていると御理解をいただければと思います。

まず、草創期、スタートアップ期における支援として、プログラム・オフィサーに対する支援について議題としていただきたいと思います。

現行制度においては、資金分配団体におけるプログラム・オフィサー（PO）の確保・育成のために、1団体当たり800万、うち人件費は500万という助成をしております。これは試行、試しとして5年後見直しまでということで措置をされているということでございます。

経緯としましては、制度をつくる際には、資金分配団体になり得る団体というのはたくさん存在し、そこにおける人材も豊富に在るであろうという見立ての下で、特にこうした支援は視野に入れずにつくった。その意味では、団体支援には重きを置いていなかったわけですが、実際に制度を運用してみますと、資金分配団体となり得る団体の多くでこうしたPO、プログラム・オフィサーが確保できない実態があるということが判明してきたということでございます。このため、議連を中心として急ぎ議論をいたしまして、5年後見直しまでの試行、トライアルとして現在の措置が講じられているところでございます。なお、その際の人件費500万の上限というのは、既存の財団におけるPOの年収等を参考に設定されたところでございます。

現場の声を伺いますと、ヒアリング等において、プログラム・オフィサーによる伴走支援というのは非常に重要であるということが指摘されました。これが初回で御説明しました支援体系の見直し、資金中心から資金・情報・人材を含めた三本柱にと、ここに結実しているところでございます。

もう一つは、現行の助成水準800万、500万というのは人材確保にとっては不十分だ、こ

れでは困難であるという声も寄せられているところでございます。

これらを課題として整理しますと、まず、プログラム・オフィサーに対する支援そのものは引き続き必要であると考えたべきではないかということを一つ目に掲げているところでございます。

その上で、2つ目の■でございますが、これらの助成水準が確保・育成にとって適切・十分なものになっているかということは要検証であろうということでございます。

ここらへんをJANPIAさんの協力も得ながら確認したのが真ん中の箱でございます。現在POは在籍人数2名というところが資金分配団体の約半数になっているということ、それから、採用経路としましては、既存職員の職種転換ですとか、あるいは他の業務との兼任という形で確保しているところが多いと。下に小さな字で書いておりますのは以上のようなことでございます。

それらを踏まえまして、対応案として、ここではPO関連経費の助成、これは試行という形で行っておりますけれども、引き続き継続するという方向で検討してはどうかと考えてございます。

その上で、助成水準については、当面は現状の800万、500万は維持しつつ、先に申し上げました支援体制の見直しを活用したPO人材の育成といったものも見ながら、助成の拡充の可否を検討してはどうかと。

少し記憶をリマインドする意味で、次のページに前々回にお示しした資料を再掲しておりますが、資金分配団体を活動支援団体という具合に改称いたしまして、ここで非資金的な支援を行うという舵切りをしたいと御説明したことを思い起こしていただければと思います。この中には、体制整備という形で、今までですと個々のプログラム・オフィサーを自らの団体で抱えて伴走支援をしていたところを、こうした支援を専ら専門とする活動支援団体というものをつくって、いわば外からそうしたサービスを受ける。例えばここに書いてあります規程類の整備やガバナンス、コンプライアンス体制の整備、あるいは資金調達の方法など、こういったことを外部サービスとして受けるというようなことがこうした体制変更によって可能になるのではないかという期待も持っておるところでございますが、これがどこまでうまくワークするかということも見ながらという意味で、先ほどの方向でございますが、これらのPO人材の育成状況を確認して拡充の可否を検討するというような対応方針としてはどうかと考えておるといのが1点目でございます。

続けて4ページからでございますが、自己資金比率の問題でございます。現行制度におきましては、2つの目的、すなわち資金調達能力、ファンドレイジング能力の強化を通じた団体の自立を目指すということ。それから、ソーシャルセクターへの民間資金の呼び水効果を発揮するというところから、一律事業費の20%以上の自己資金を資金分配団体、実行団体を通じて必要とする、参入の要件とするという運用をしているところでございます。それらは法律、基本方針、事業計画の中で徐々に具体化しているというのが現状でございます。

しかしながらでございます。5ページでございますが、実態においてはかなりの緩和措置を講じておるところでございます。2つ目の■、「ただし」というところで書いておりますけれども、資金分配団体については、もはや20%をアプリアリに設定せずに、個々の団体ごとに目標値を個別に設定する。これを目指すという運用をしているということでございます。また、実行団体においては20%は維持しつつ、これは当初からではなくて事業の最終年度、3か年であれば3年の最終年度に20%以上を達成する。このような仕組みを運用として実施しているところでございます。

その結果、6ページでございますが、初年度2019年度採択団体を見ますと、資金分配団体においては20団体ございますけれども、このうち20%以上の自己資金比率を計画しているところは2団体、10%にとどまる。実行団体においてはやや多いわけですが、それでも29%、約3割にとどまっているところでございます。

こうした実態を踏まえての方向性でございます。7ページでございます。

ここは少し舵をきり、方針転換をしたいというのが事務局の案でございます。その前提としまして、資金分配団体からヒアリングをし、あるいは個々に事情を伺いました。その声の多くは、資金分配団体においては自己資金比率の自己資金の確保は必要でない。それは、2つ目の■でございますが、呼び水効果の発揮にもつながっていない。そのためには必要ないということです。その結果、こうしたものを2割というものを掲げることが、3番目の■でございますが、資金分配団体への参入障壁となっている。このようなヒアリング結果あるいはアンケート結果が寄せられているところでございます。

一方で、しからばこうした資金分配団体、自己資金比率を達成していないところは果たして自立できていないのだろうかという目線で見ると8ページでございます。現在参入している資金分配団体は、下の円グラフの右側でございますが、約半数が10年以上の実績を持っているということ。10年に達していなくても3年ないし5年以上というところが大多数を占めているところでございまして、いわば実績のあるところが参入できているということがここで分かっているところでございます。

また、左側の円グラフを見ますと、実は休眠預金等活用制度に参入する前に他の助成事業を活用して助成を行っていたということが8割強を占めているわけでございます。その意味では、現在、資金分配団体に参入している団体の、ここではあえてビジネスモデルという言い方をさせていただきますが、ビジネスモデルとしては休眠預金にフォーカスした、休眠預金に特化した団体運営をしているのではなくて、多方面からの資金を引っ張ってきて、それは寄附もございまして、その他助成財団等から資金を引っ張ってきて、これらをうまく組み合わせながら長期間にわたって実行団体に対する助成を行ってきている。これが現在の資金分配団体の実態としてのビジネスモデルであろうということに思いが至ったわけでございます。

これらのことをもう一つ説明するのが9ページでございます。先ほども見た絵でございますが、参入障壁になっているということも、実は新規の団体が入ってきていないのは

この2割の自己資金比率の要件があるからではないかということ、したがって既存の能力、実績のある団体が繰り返し繰り返し参入するけれども、一方で2割を達成できないところは新規に参入できない。その意味で、資金分配団体の店ぞろえ、棚ぞろえをバラエティ豊かにするといった上でも参入障壁になっているのではないかと考えるに至ったということでございます。

その結果でございますが、私どもとしては、緑のところを書いてありますように、資金分配団体については自己資金比率の原則を撤廃する。一律の基準は採用しないということ。その上で、本来の目的であった呼び水効果を促す仕組みとして、例えばポイント加点制度を設けてはどうかということでございます。ここでは例として、少数ながら存在している好事例を見ますと、マッチング型、寄附金と休眠預金の助成金の比率を固定して行っているところがあったり、あるいは事業継続のための基金を造成して、そこへの寄附金を募るといった取組をしている団体がございます。こうしたところは呼び水効果を促す仕組みが特に強いということで審査において加点をする。

あるいは呼び水効果という意味では、資金分配団体ではなくて実行団体に対してこうしたお金が入ってくるよう、実行団体に対する支援を積極的に行う資金分配団体は参入に当たってポイント加点をする。このような仕組みを導入するという具合に手法を変えてはどうかと考えてございます。

まとめて申しますと、自立を目指す。それから、民間の資金の呼び水効果を目指す。こうした目的自体は維持いたしますが、その手法、手段として一律の自己資金比率を課すという方法を取っていたものを改めまして、自己資金比率ではない加点的な審査の基準に置き換えるということとしてはどうかと考えている。これが今回の事務局からの御提示でございます。そういう意味で、ここは少し大きな方針転換であろうかと考えますので、審議会においても御議論をいただきたいと考えておるものでございます。

なおでございますが、10ページ、実行団体についてでございます。実行団体からも自己資金比率の確保は難しいというお話をいただいておりますけれども、実行団体は実際に事業を行う団体でございます。対比して、資金分配団体は資金を提供する、助成をする団体、ビジネスモデルが異なりますので、事業を実施する実行団体においては引き続き自立のため、あるいは民間からの呼び水効果のための基準を維持するということが望ましいのではないかと考えてございます。

こうした方向は、実行団体を支援している資金分配団体においても、真ん中の円グラフでございますが、過半の団体から必要であるというようなお答えをいただいております。ですけれども、現在、制度の原則は当初から20%の割合を確保するとなっておりますが、これは課題であろうということから、現在、運用上の軽減措置として行っている事業終了時において20%以上をむしろ本則に書き換えるということにしてはどうかと考えておるところでございます。

また、前回御議論いただきました事業期間の延長のところ、何らかの基準を基に事業

期間の延長、3年から例えば5年、6年を認めてはどうかというような大きな方向性をいただいておりますが、そこにおいて自己資金比率の達成状況を用いるといった形で、少し緩和した形で残してはどうかと考えておるものでございます。

最後でございますが、成長期における支援でございます。これは、実は結論から申しますと、もう少し様子を見ようという書き方になってございます。その心は、現在、新しい資本主義実現会議においてスタートアップ育成分科会等が行われております。また、新たな法人制度の検討も進んでおるところでございます。こうしたところと平仄を合わせて進んでいく必要があると考えておりますし、何より休眠預金はスタートアップ期、草創期に対する支援を中心とするということを中心としてつくられた制度でございますので、性急にこの5年見直しの中でここまで手を広げるのではなくて、もう少し様子を見てはどうかということをお次の12ページの対応案のところ書いているということでございます。

以上でございます。

その意味では、実態として御議論いただきたいのはP0助成経費、それから、自己資金比率の確保。この2点について委員の皆様の御意見を頂戴し、御議論いただきたいと考えておるところでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

今、御説明の中でもありましたように、草創期についてのP0助成のこと、それから水準のこと。これが一つの固まり。もう一つが自己資本の問題、最後に成長期・成熟期の問題と3つに分けて議論したいと思っております。最後の点は御議論があるかどうか分かりませんが、取りあえず3つに分けてみたいと思っております。まず、P0の助成あるいは水準の検討について御意見を皆さんからお伺いできればと思っております。どなたからでも結構でございますが、お願いできますか。

白石専門委員、どうぞ。

○白石専門委員 御指名ありがとうございます。

事務局の御説明もありがとうございます。

プログラム・オフィサー、伴走支援が有用であるというのは、この5年間の活動の中で審議会でも確認できたところだと思っております。

私もやはりP0の予算金額はまだまだ少ないなという印象を持っています。海外の中間支援組織では総資金の中でどのくらいを事業費に使っているかというのを一度調べたことがあります。平均して3割ぐらゐは主に人件費等の事業費に、残りの7割ぐらゐをいわゆる実行団体への支援に使っているというのが通常だと思っております。

また、P0の年収として500万というのは、民間から優秀で実績ある人材を採用するというのはずいぶん少ないと思っております。伴走支援自体は財務・会計のみならず、組織づくりや事業をいかに伸ばしていくかという経営支援の観点、どうインパクトを測定していくという点など多岐に亘る知見が必要です。そういう人材というのは様々な業界から引っ張ってく

る必要があります。人材が質、量ともに必要な中で適切な人数と報酬を確保する必要があります。私は金額も人数ももっと充実した支援を中間支援組織に対して行っていく必要があるのではないかと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、梶川委員、お願いします。

○梶川委員 御説明ありがとうございます。

私の意見は、今、白石さんがおっしゃられたことでほぼ重複すると思うのでございますけれども、維持していくのはもちろんでございますけれども、金額的に単価もそうですし、全体としてもこの800万という部分、また、2人を想定というようなことも増やしていかけたほうが本当はよろしいのではないかとすごく思います。

事業を行う場合、事業管理や企業支援というのは、行われる事業に対して一見間接業務的に見えるのですが、事業自身の効率性とか効果性に関しては非常に重要な部分でございます。さっきおっしゃられたように、何社かを支援する場合には、それぞれの事業がとても効率的に動けば、ここでかけるコストというものが、パフォーマンスとしては実行団体を通して成果として上がってこられますし、それが上がりますと、実行団体の活動に対する信頼性が非常に増してくるということも十分に考えられる。さっきおっしゃられた業務の管理もありますから、評価の仕組みのようなものづくり込みというのもやはり実行団体の信頼性が増す。そのことがこの後の資金の調達呼び水効果のような形の中でも生きてくると思うのです。

ですから、この休眠制度の本質的ないわゆる社会全体にこういうソーシャルな民でパブリックな活動を維持していくということにとっては、P0の皆さんの育成もそうですし、その活動というのもとても重要だと認識しまして、先ほど白石さんにいただいたコンサルティング分野とか民間でされている方の報酬レベルに遜色ないというのは無理があるかもしれませんが、やはりそういう意識が高ければ、多少我慢してでも頑張れるという領域ぐらい想定していただきたいと、現場を知らない立場で門外漢の発言なのですけれども、思うところでございます。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、野村委員、お願いします。

○野村委員 ありがとうございます。

スライド番号3番の図で、技術的なことで恐縮なのですが、このような形で活動支援団体、仮称になっていきますけれども、中間支援組織をつくって、事前に非資金的支援、これはP0を派遣するような形なのでしょうけれども、その方々に助成を受けられるような団体に育てもらうための支援をするというのは私は大賛成で、これはぜひやっていただきたいと思うのですが、そのときに、実際に支援した人がもう一回審査を受けて、例えば実行団体が資金分配団体から資金の分配を受けられるかどうかというフェイズがあると思

うのですが、そのときに、これまで非資金的支援でたくさん支援を受けてきたところが必ず支援を受けられるというのはちょっとどうなのかなと思うところもあるのです。ですから、審査としてはまた独立して、資金分配団体がちゃんとその事業内容をもう一回見て審査をするというのが必要なのだろうと思うのです。そうなったときに、今度は実行団体が成長して、資金的支援を受けながら、右側の図で非資金的支援を受けると言ったときのこの非資金的支援というのを担っている人は、前の活動のときの非資金的支援をやっていた人なのか、それとも別な人なのかというのがよく分からない感じにこの図柄では見えてしまうものですから、皆さんのイメージに本当にこの辺が合っているのかどうかというのは一応確認したほうがいいのではないかなという気がします。

考え方としては、私のような厳格な審査のことを入れなければ、そのまま右から左に行くという感じで、活動支援団体というのと資金分配団体は同じもののような気もするのですが、その辺りの整理がよく分からないものですから、御説明いただければありがたいなと思います。

○高橋会長 事務局、いかがでしょうか。

○小川室長 野村委員の御指摘のところは、必ずしも截然とそこまで考えていなかったのですけれども、今の御指摘を踏まえて考えますと、事前に手助けを受けたところがそのまま資金的な支援の中に流れ込んでいくということになると、下駄を履いた状態になるということは確かにあるかなと思います。その意味で、活動支援団体における支援を受けたところと、その後、資金的支援に入ってきたときの審査の在り方、何らかの遮断するというか、ファイアウォールを立てる必要があるのかなと思います。まだそこまで考えていませんでしたので、今回の御指摘を踏まえて検討したいと考えております。

○野村委員 恐らくその説明を聞いて違和感を感じた方が委員の中におられると思うのです。イメージがみんな合っていないのだと思いますので、詰めたほうがいいのではないかなと思います。将来これを運用していく中で、むしろ支援を受けた人は当然に資金を受けられるというようなイメージで、そのための伴走なのだという感覚もあり得ると思いますので、これは整理したほうがいいと思います。人も同じ人なのかどうかも含めて、御整理いただくのがよいかと思います。どれがいいかという議論よりも前に、イメージの統一を図ったほうがいいかなと思います。よろしく願いいたします。

○高橋会長 この点に関して、ほかの委員の方、いかがでしょうか。御意見はありますか。

では、今の御指摘は御指摘として踏まえておいて、先に御意見を伺いたいと思います。

萩原委員、いかがでしょうか。

○萩原委員 P0ですけれども、先ほど白石さんとか梶川さんがおっしゃっているとおりで、私もずっと言ってきたことではあります。金額的なものもそうなのですが、P0一人が全てのものをカバーできるとは思いません。それぞれの専門性もありますし、OJTという話が前回も出ましたけれども、学びながらということなのですが、実行団体の伴走支援は採択した事業の遂行に関する支援というところと、もう一つ、組織基盤の支援といった

ところには、もっと専門性のある方たちが関与してくると思うのです。だから、POがすべきこと、それから、もっと専門性が必要な、例えば弁護士さんであるとか、ITとか会計といったところの支援も同時にしていく必要があります。そのときに別途の枠をつくりながら、もう一つそういう枠組みをつかって資金を出していくということも考える必要があるかなと思いました。POが全てできることではないので、その辺りも新しい枠組みを考えていく必要があるかなと聞きながら思いました。

以上です。

○高橋会長 今、2点御指摘があったと思いますが、事務局の考えはいかがですか。

○小川室長 萩原委員から御指摘があった、まさに別途の枠としてこれを設けたいというのがこの絵のイメージでございます。すなわち、これも言及がございました、例えばペーパーワークといいますか、各種の規程類の整備や資金調達の方法、労務管理など、専門性が必要なところがあります。特に団体のスタートに際してはそうしたところがないと、団体、そして、NPOとしてこぎ出せないというところがある。これが休眠預金等活用制度が敷居が高いとか間口が狭いと言われていた部分でもあるわけです。しかしながら、休眠預金というお金を扱う以上、一定の敷居の高さ、一定の団体の体制は必要であると考えておりました、その一定の敷居、ハードルをクリアするところまで支援をする。それは資金的な支援を受ける前に、団体としてのガバナンス、コンプライアンス、資金調達、労務といったことをクリアできるところまでの支援をする。そのための別途の枠組みとしてこの緑色で書いてある活動支援団体という仕組みを入れたいと考えた次第でございます。

そういう意味では、萩原委員の御理解のとおりであると。私どもはそうしたものをつくりたくてこの仕組みを構想しているということでございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

POに関する2つ目の御質問というかコメントで、POに係ることとPO以外の、あるいは専門性が必要な部分についてのサービスを受ける場合の支援もそこに該当する。別枠というお話がありましたけれども、別枠かどうかは別として、それも支援の対象になるということでもよろしいのですね。

○小川室長 そのとおりでございます。現在POが行っているサービスの中を色分けしますと、かなり業務の専門性、それは福祉や教育といったところに係るものもあれば、一方で、今、萩原委員の御指摘のような団体の体制に係るもの、この両面があると思います。後者のほう、団体の体制に係る部分を専門性が高いと言え、そうしたものをこの活動支援団体からサービスとして受けることができるというような仕組みを考えたいということでございます。

○高橋会長 萩原委員、御質問の趣旨はよろしいですか。

○萩原委員 先ほどの前半のところと、後半はPOの事業の遂行に関する支援と、それから、組織基盤に対する支援といったものをしっかり分けておくというか、それによって人数を増やすことができたり、より人件費を増やしていくということにもつながっていくかなと。

それが結果として実行団体なり資金分配団体の体制の基盤強化につながっていくかなと思いますので、そのようになっていくといいなということです。

○高橋会長 分かりました。ありがとうございます。

私も理解を事務局にお聞きしたいのですが、経費と言ったときに、P0に係る経費だけではなくて、団体の基盤整備のための経費といいますか支援というのも、現時点での仕組みの中に入っているということによろしいのですよね。

○小川室長 入ってございます。

○高橋会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続いて、玉田専門委員、お願いします。

○玉田専門委員 ありがとうございます。

私からは、現場の意見として1つお話をさせていただきます。

私は15年ほど前に地域の間接支援NPOを作りました。大田区という限られた地域ですが、NPOを中心に町会や商店街、社会福祉協議会、教育機関、自治体などをつなぐ事業を行っています。これは、前回の会議で提案された非資金的支援の活動支援団体のイメージ図どおりで、P0と同じような仕事をしている人間も何人かおられます。

ただ、私は休眠預金等活用で活動支援団体の募集があったとして、うちのNPOは手を挙げないと思います。それは、メリットが見えないからです。資金分配団体にしても活動支援団体にしても同じことが言えます。例えば、人を集めたいと思ったときに、どんなに「集まって」と声を出しても集まらない。でも、対象者が集まりたくなること、つまりメリットが見えれば何もしなくても集まって来ます。メリットというのがお金のこともあれば、お金以外であることも多々あります。応募する側の気持ちやメリットを考えていただいて、それを発信すれば団体が手を挙げやすくなるのではと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

玉田さんのところは、現時点では手を挙げるメリットを感じていないということなのですか。

○玉田専門委員 残念ですが、そうです。

○高橋会長 分かりました。

次の議論に入る前に、このP0に絡むところでほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 授業の関係で入室が遅れまして申し訳ありませんでした。

活動支援団体のイメージがもしかしてばらけているのかと思いながら聞いております。私自身は、この活動支援団体は非常に幅広い団体が含まれるものなのだろうという理解を逆にしています。実行団体さんに比してお金をあえて管理するのではなく、むしろ得意としてきたヒューマンリソースといえましょうか、人的支援や事業支援などいろいろな支援の仕方ができるよということで、かつ現場が分かる。これはメリットになると思っていま

すので、それをお考えいただけるような組織体、例えばまさに企業の人たちとか、地域活動の活性化を支援しているような活動団体とか、一社も含めてでしょうけれども、あるのではないかと考えています。現場の方たちに対してメリットがないということは改善していかなくてはいけないとは思いますが、共有している認識像がないと、ここに対する解が見えてこないと思います。私がイメージしたものと若干が違っていった感じがするので、そこはどうしていくのかと考えています。そのことによって、POの人たちが若手も育っていくとか、既にPO能力を持った人が参入してくれてくれるとか。そういう意味でこれはとてもいいアイデアだと思っておりました。

というところで失礼させていただきます。以上です。

○高橋会長 事務局側から何かありますか。

○小川室長 今の服部委員の御指摘のとおり、活動自体はかなり幅広いもの、要するに、お金は支援しないけれども、その他のものについて支援するということが幅広く参入できるという絵になっておるのですが、その中であえて申し上げると、私どもとしては2つ考えていたと。一つは、先ほどから申し上げている法務や金融といった専門的なサービス、弁護士さんや会計士さんといったところに頼るような話、こうしたことのコンサルティングアドバイスを得意とする組織というのは結構あるだろうと考えています。こうしたところのサービスを受けるというのが一つ。もう一つは、いわゆるNPOにおける中間支援組織、すなわち団体の結びつきですとか、あるいは人の紹介や先行事例の紹介といったことが現場で行われているという話をヒアリングで伺ったりしました。すなわち、こうしたNPOを立ち上げようと思えば、まずは先行するこうしたところに話を聞きに行くといいとか、この団体に弟子入りして少し仕事をしてみて、そこからスピアウトしてNPOをつくったらいいのではないかと。このようなアドバイスをする団体として中間支援組織がかなり活躍されているという話を伺いまして、そうした機能も活動支援団体として休眠預金の中に位置づけることができるのではないかと。このような考え方、大きく言うと、今申し上げたプロフェッショナルなサービスと、もう一つは結びつけのような中間支援組織的な活動を念頭に置いてこの絵を提示させていただいたということでございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

服部委員、いかがですか。

○服部委員 私はそういう感じのイメージをしておりましたので、そのまま進めていただければと考えております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

私が先ほど来問題提起しておりましたのは、イメージが2つあって、今、服部委員がおっしゃられたものとか、あるいは全体的に事務局から説明いただいているような非金融的

支援を専ら行う支援団体というものを、それだけを想定して、その方々に育ててもらって、それで新しい例えば実行団体になっていった人は卒業していくというようなイメージだと思うのですが、これはやはり自分で育てたものが審査を受けて、試験に合格したら卒業と、私は今ロースクールで学生を教えていますけれども、この学生たちが司法試験に受かったら卒業という感じで、その後の指導は自分でやっていってもらおうとか、いろいろな別な人の指導を受けるというイメージだと思うのですが、実はもう一つあるのは、先に事業も計画している実行団体の人が、何とか資金的支援を受けたいのだけれども、それが自分でなかなかできないから、実はPOさんの活動を先にいただいて、それで自分と一緒にやってくれるPOさんと事業をつくり上げて、そしていよいよ審査を受けましょうみたいな感じのイメージもあったのかなと思っていて、そうなったときに、審査を受けた後もそのPOさんはずっとその事業に関わっていくというようなイメージもあるのかなと。そういう人にとってのインセンティブは、さっき玉田さんがおっしゃられたインセンティブは、まさに実行団体のやる事業そのものに魅力を感じていて、これを育てて一緒に育ちながらお金をもらいたいという活動なのではないかなと思うのです。だから、何かの専門家集団というには別になりたくなくて、この事業を一緒に育てていきたいと思う人たちのほうがむしろ抜け落ちているのではないかみたいな感覚の話は私はちょっと申し上げていて、この両方が成り立つのかどうか、もし前者だけだとすると審査の厳格化の話もあって、きれいには整っているのですけれども、どうももう一つのほうが抜けているような感じがするというのを申し上げていた次第です。

○高橋会長 整理ありがとうございます。

玉田専門委員は、今の野村委員の意見を伺ってですが、玉田専門委員のところはどちらかというとなら野村委員がおっしゃった2番目のイメージで活動されているということなのでしょうか。

○玉田専門委員 おっしゃるとおりです。

先ほどの服部委員のご意見や事務局の方からの説明に異論はありませんし、むしろ大賛成です。ただ、その制度の対象となるNPOとして期待に応えられないと思うのです。私たちの中間支援NPOには「POを育てる」というミッションはありません。しかし、事業を行っている過程で結果的にPOの役割を担うこととなります。例えば、駅周辺のいくつかの商店会と一緒に駅前の活性化を計画しようということになりました。しかし、どこから手をつけていいかわからない。そこで、中間支援NPOが事務局を担って事業内容を整理したり助成金申請したり、自治体の担当部局とつなぐという支援をしました。先ほど、野村委員がおっしゃった後者のほうです。つまり、事業を一緒に盛り上げていくという活動ですから、支援する事業が見えないのにお金をもらってPOだけを育てようとは思わないということだと思います。野村委員、フォローをありがとうございました。

○高橋会長 まさにPOを育てるということだけを目的にしてやるということはないと。だけれども、現場で、例えば今、野村委員がおっしゃった2番目のイメージでまさに事業を

つくっていく中で人もPOは育っていくわけですね。だから、POを育てるためだけの事業はないけれども、その中ではPOも育っていくということはあると。

○玉田専門委員 おっしゃるとおりです。

○高橋会長 ありがとうございます。

続いて、白石専門委員、お願いします。

○白石専門委員

先ほどの野村委員の問いかけに関しては、ベンチャーキャピタルの業界で言うと、実行団体はベンチャービジネス、中間支援組織というのはベンチャーキャピタルファンドにあたりますと。伴走支援のみを行う活動支援団体というものは経営コンサルティングファームや監査法人、法律事務所、社労士などにあたります。

この実行団体は社会事業ですので、なかなか予算的に厳しくコンサルや士業が費用を徴収するのは難しく、プロボノ支援が行われます。しかしながらプロボノ支援のみでは到底十分ではありませんので、今回の活動支援への財務的支援によって充実されるものと理解しています。

○高橋会長 ありがとうございます。

私も混乱していたのですが、野村委員の御発言で非常に整理できて、皆さんのイメージが変わってきたかなという感じがしています。

と思いますが、事務局はよろしゅうございますか。大丈夫ですか。

○小川室長 こちらのつたない説明にそれぞれの御発言で輪郭をつけていただいた感じがしまして、いま一度こちらでも整理をさせていただきたいと思います。

1点だけ、玉田専門委員から魅力を感じないという話がありましたけれども、それをもう少しパラフレーズしていただくと、純粋にプロフェッショナルのサービスを提供するだけでは魅力がなくて、やはり事業と結びついた形での活動でなければやりたいと思わないというようなイメージでしょうか。事務局が質問するのはあまりよくないですが、もし教えただければと思ひまして。

○高橋会長 玉田専門委員、いかがでしょうか。

○玉田専門委員 私たちの中間支援NPOは社会課題を解決するためにいろいろと手を尽くしていきます。その中のメインが人的支援、スキルやノウハウ、ネットワークなどの提供です。私にはコンサルを育てるようにPOだけを育てるという概念がありませんが、それに手を挙げる事ができる団体もあるかも知れません。選択肢が増えるのは良いことだと思います。

○小川室長 ありがとうございます。

○野村委員 会長、野村ですけれども、一言よろしいですか。

私は、先ほど白石さんが整理してくださったように、コンサルティングファーム側のほうの人間なのです。ものすごくたくさんの方々にリーガル・サービスを提供しているわけです。ただ、これをやっているときは、その事業に対してというより、我々はプロ

フェッショナルとしてそれを提供しているという形になっていて、常に脇役なのです。つまり、事業の主体の方々は、その方々の意思決定に対して私たちは必要なもの、スキルを提供しているだけなのです。こうなると、事業に対する主体的取組の感覚はないのです。私がこの会社を成長させているとか、私がこの会社の将来をつくり出しているとかということではないのです。その方々がやっていることに必要な情報提供を求められているので、ここは法律上こうやればいいのですということを提供しているだけなのです。

こういうものはあってしかるべきで、それは今回の伴走支援の一つの姿として足らざるものだということで、そこを補強していただくのは私は大賛成なのです。だから、むしろ今回のアイデアはそれでいいのですけれども、そういう形で関与している人ばかりではなくて、この事業にこそ私はお手伝いしたいと思う人が先に入って行って資金をもらえるようにしてあげるといふのに魅力を感じて、主役とともに一緒に、主役としてその事業に関わっていくという人たちが本来たくさんおられるわけです。その方々の思いが、今回のこの仕組みで十分取り入れられているのかどうかということのところだけを検討していただきたいということを申し上げているので、今回のアイデアに対して反対というわけではありません。その後、審査に下駄を履かせないということを書かれたときに、どういうスキームがあり得るのかということはまだ少し追加的に御検討いただければいいのではないかなと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。今の点、事務局にこれから検討をお願いしたいと思っています。

だいぶ時間を取ってしまいましたが、次のテーマであります自己資金について議論したいと思います。事務局から具体的な提案をいただきましたけれども、それについて御意見を伺いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

白井委員、どうぞ。

○白井委員 ありがとうございます。

これも当初から議論されていたことですのでけれども、特に資金分配団体に関してはお金を流し続けていくのが役割というところで、自己資金20%というのは本当に意味不明というところで、これを撤廃するというのは自然な流れかなと思っています。

それだけでなく、実行団体に関しても、法の趣旨を考えたときに民間公益活動の自立した担い手の育成と、それに係る資金を調達することができる環境の整備を促進するということで、今、それこそ政権のほうで新しい資本主義とかということも標榜している中で、自己資金にいわゆる自立しているというところの基準を求めすぎかなというような感覚を持っております。それよりも、法の趣旨に照らすと、支援期間を通じて、資金分配団体にしても実行団体にしても経営資源をきちんと増やしていくということ、そこをちゃんとモニタリングしていくということが最重要ではないかなと思っています。

そういう意味では、いわゆる経営資源の定義をちゃんと明確化して、その内容をどうや

って評価していくというのをしっかり申請書にも明記していただくということと、そういった評価項目の中で経営資源の強化状況をモニタリングしていくということで、いわゆる自己資金20%というような根拠も曖昧な基準はなくしていくという方向に持っていったほうがいいのではないかと考えております。実際にこれがあるから資金分配団体も手を挙げる価値を感じないとかと言っているような団体さんも複数耳にしていますので、ここがボトルネックになっていた部分というのを解消できるような形での改正を望んでいます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。実行団体についての考え方のところまで踏み込んで御意見をいただいたと思います。

それでは、玉田専門委員、どうぞ。

○玉田専門委員 やはり資金分配団体に自己資金は必要ないと思います。資金分配団体にもそれぞれ団体のミッションがあって、休眠預金等活用事業はその団体の全体の事業の一部にすぎないと思います。そして、これはいわばJANPIAのお手伝い事業だと思うのです。そのお手伝い事業で、資金分配団体は自分たちの蓄えを使うのではなくて、人と時間とスキルを提供するのが相応しいのではないかなと思います。

資金分配団体への新規参入を促す方法としては、資金分配団体は、休眠預金等活動事業とJANPIAのパートナーだという発想に変えてはいかがでしょうか。そして、パートナーに自己資金などの負荷をかけるのではなく、自由に動けるようにしてあげる。資金分配団体がパートナーという立場によってモチベーションが上がれば自ら力をつけて強くなり活動も広がっていくと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

議論が戻ってしまうかもしれませんが、POを育てるということもそのひとつになりますので、自由に動ける余地を増やしていくことのもともとはその発想から来ていると思うのです。POを育てることだけが目的なのではなくて、POが育つことでより資金分配団体が自分たちのやりたい仕事を自由にできるようになる。その中のお手伝いということではないかなと私は理解しているのですけれども。

○玉田専門委員 先ほどの発言は、活動支援団体になり得る中間支援NPOを運営している立場としての意見で、今の発言は資金分配団体に関する意見です。

○高橋会長 分かりました。ありがとうございます。

小河専門委員、どうぞ。

○小河主査 ありがとうございます。

白井委員、玉田専門委員の意見と似たところで、私もこの方向性というか、一つは、まず今までもJANPIAの皆さんがこの自己資金比率については柔軟な弾力運用をしてきてくださったことをとても評価しています。一方で、もちろん資金分配団体は自己資金を撤廃するのは大賛成、そのとおりだと思いますが、今回の資料3の10ページのグラフのところです。資金分配団体に聞いて、自己資金比率が必要は52%で、必要ないが一方で39%と4割

あるのです。なので、実行団体についても約4割必要でないというのも、ここはやはりちゃんと考える必要があるだろうと思っています。

まさに白井委員がおっしゃったように、自己資金の比率だけをもって自立と判断することというのはどうかと。例えば見せかけの自立になっていく可能性はあるのではないかなと思います。今、例えば最後の出口のところでは2割を絶対に求めなくてはいけないということが障壁になって、そうすると、とにかく2割を達成すればいいのということで、安易にということか、例えば貧困状況にいるような子どもを支援しているとなると、本来その団体が見せたくないようなことまで見せてでも寄附を集めなくてはいけないとか、今、日本ではファンドレイジングコストについては今までは厳しく見ていないので、500万円というお金を集めるのに例えば200万円、300万円かけて集めてもこれはいいかみみたいな議論にもなってくると思うのです。そういうふうに一時的な見せかけで例えば自立ということになってもよくないと思っています。

本当の自立、真の自立というのはどういうことなのかということもしっかり議論する必要があると思いますし、私どもの事業でも実際に9割以上が寄附で運営させていただいているので、自己資金は大変大切だということは一方で分かっているのですが、これを受ける実行団体、全ての団体が休眠預金のお金だけから自己資金をすぐに確保できるということまで持っていくことそのものが難しいという団体も少なくないかと思っています。そういうところは、結果的にまた実行団体も参入障壁になってしまうという可能性も否めないのではないかと思いますので、ここの部分もさらに私はもう一歩柔軟にさせていただくことが大切ではないかと思っています。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

白井委員からも自立イコール自己資金だけではないということで、経営資源を増やすことが大事なのだという御指摘を頂戴しています。事務局のペーパーでも実行団体についても弾力措置を取っていくということですが、弾力することの意味、あるいは考え方をさらに検討していただきたいと思っています。ありがとうございます。

それでは、曾根原専門委員、どうぞ。

○曾根原主査代理 ありがとうございます。

私が休眠預金の3分野の中において、福祉とか子育てといった分野ではなく、地域活性化という分野で活動しているせいかもしれませんけれども、若干異なる意見を申し上げたいと思います。

私は一律に自己資金の制度の縛りをなくすということについては違和感を感じておりません。といいますのは、私が活動している分野ですと、自立していくにはとても重要な点なのです。活動の自立へのインセンティブとして、やはり自己資本といったものを自分で調達するという姿勢はとても大切だと私は思っております。

先ほど提出されたペーパーの中で、加点要素といった表現がありましたけれども、この

加点要素というのはインセンティブを効かせるというふうに私は解釈をしましたが、例えばある団体がこの休眠預金等活用制度に申請をして、目標設定として自己資金を私はこれだけ集めます、プラスアルファでこの助成金を使いますという場合には、助成額を何割増しにするといったチャレンジングな仕組みがあってもいいのではないかと思います。そういった要素がないと面白みがないとも私は感じておりますし、自己資金の選択肢を残すということがあったほうがいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○高橋会長 曾根原専門委員は、資金分配団体と実行団体両方について同じことだとお考えですか。

○曾根原主査代理 私は両方でそういうふうに考えております。

○高橋会長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 清原です。ありがとうございます。

今回御説明いただきました資料の4ページに、現行制度がどのように進められてきたかということで、法律の面を明確に改めて示してくださっております。法律の第16条の「民間公益活動の自立した担い手の育成」ということと、「民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進」ということです。これらを担保する上で、目安として「自己資金20%以上」ということを定めてきたということですが、しかしながら、先ほど小河専門委員も御指摘されましたけれども、このことについては、実態に即して一定の弾力措置をしてきていただいたということは極めて重要なポイントだと思います。

そして、今回も、例えば7ページに資金分配団体の見解についてヒアリングを踏まえてしっかりと整理をしていただいているとともに、8ページにおいて「自己資金確保の評価」についてしっかりと現状を見ています。もちろん6ページには「自己資金の確保の実態」も整理していただいた上で、この間の経過を踏まえて、この際、資金分配団体については、自己資金比率の原則を撤廃するというのは一定の大いなる決断であり、そのことが各法人の自立性を決して損なうことなく、むしろより一層資金分配団体においても別の視点から自立というものを担保するという一定の責任の所在についてもメッセージとして発出されていくのではないかなと思っています。

もう一つ、その上で、なのですけれども、この間もいろいろな形で、いかに民間の活動を活性化し、そして、できる限り休眠預金に依存することなく、休眠預金の助成をきっかけとしながら「持続可能性」を持っていくかについて重視してきました。このために、もちろんPOの皆さんの支援もありましたけれども、それに加えて、今回いわゆる加点要素ということも検討されました。すなわち、できる限り自主性・自立性を持って活動するとともに、実行団体の目安として自己資金についても一定の確保を支援することによって、繰り返しになりますが、「休眠預金だけに依存しない持続可能性を担保する力」を支援していくというメッセージだと思います。大事なのはこれまでの実態と経過と、また、丁寧な

ヒアリングなどを踏まえて、その実態の裏づけとなる、数字だけではない、資金分配団体の実情を踏まえた御提案であると信頼したいと思います。

本当に自己資金比率の原則の撤廃というのは思い切った提案でございますけれども、繰り返しになりますが、これまでの実態あるいは柔軟な対応を踏まえた上での提案ですので、私も撤廃の方向性を支持するとともに、できる限り自立性と持続可能性を実行団体も担保できますようなJANPIAさんによる今後の丁寧な伴走と、そして、具体的なお金だけではない支援の在り方についての検討が深められていくと望ましいと感じています。

以上です。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、江口専門委員、お願いします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

資金分配団体の自己資金については撤廃するのは賛成です。これは既にほかの助成事業も行っているとか、そういう観点からも賛成です。

一方で、実行団体について、草の根活動の草創期の支援ということを考えると、自己資金が大きな壁になる可能性もあるかと思えます。ただ、助成を受けて3年後に自立をすることを考えると、何らか資金確保ということも考えていかなくてはならないということは理解できます。資料P10実行団体の自己資金確保の評価において、その必要性について必要であるが52%で、必要ではないが39%という結果でした。やはりここが助成を受けた後の自立というところの難しさ、疑問点と考えるので、柔軟な対応をしていただけるとありがたいと思えます。草の根の実行団体の手挙げが増えてほしいし、増えることに結びつくのではないかなと思えます。よろしくをお願いします。

○高橋会長 ありがとうございます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 この件はなかなか難しいと思っています。撤廃はとても簡単ですよ。皆さんにも喜ばれるだろうと思うのですが、自立と持続性というのを何をもって担保するという議論の結果、ここに至っているのか懸念されます。2割も困りますという意見が多いのは当然予想されます。その中でさえもあっていいというところがある。その意見をしっかり尊重して聞いておかないと、やはり自立、持続が難しい団体をつくってしまったということにならないかという慎重な意見も、すみませんが、ここで言わせていただきたいと思っています。

むしろ資金分配団体は扱う資金が大きいですね。それで2割の有無で大きな違いが出るということは承知しているので議論は慎重にと思っています。むしろ、実行団体のほうこそP0もサポートしているし、資金分配団体がついていますので、むしろここは自立を促すための2割が必要かどうかというところに対しては、なくていいのではないかな。そのために伴走する周りがあるのだからと思っているところです。資金分配団体について撤廃するのであれば、自己資金比率については何らかの方法で公表するという手もあるのではない

かと思いました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

萩原委員、どうぞ。

○萩原委員 時間がないところでありがとうございます。

今の服部さんの意見も大事だと思うのですが、結局、休眠預金はある意味いわゆる社会のNPO等を応援していこうという文化というか、それを醸成していこうという大きな意義があって、そのためにあるはずなのだけれども、逆に休眠預金があるからいいじゃないかと思っていっちゃう方もあると聞いているとか、思っています。ですので、先ほどマッチングの話が出ていたと思うのです。それから、曾根原さんが、やはり頑張っている過程のところであったのですけれども、自分たちで頑張って集めるという努力をして、それに対してマッチング的に休眠預金のほうで出していくという仕組みもしていくと、全体で自分たちの努力と、それから、それに対して休眠預金も一緒にやりながら活性化していくってところにつながっていくのかなと思うので、これを機にいろいろな仕組みを考えてみるということがもうちょっと大事かなと思いました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

梶川委員。

○梶川委員 現場をあまり存じ上げない立場かもしれないので、ちょっと間違えたところもあるかもしれませんが、資金分配団体の話ではこの撤廃という事務局案は当然そういうところもあると思います。

実行団体に関しまして、これもかなり弾力的な措置がなされていて、逆にこれ以上ですと、自己資金の話はなくしましうみたいな話になるような感じに感じるのですけれども、そうすると、法の理念の自立というお話が、持続可能性と先ほどどなたかおっしゃっていたように、サービス提供としての持続性はあるのだけれども、もともとの財源に関してはこの構造の中で読まないのだということになりかねないと思いますので、この弾力的な運用というのは、法の理念的に言うところまでなのではないかなという気はどうしてもしてしまいます。ですから、事務局案は、そういう意味では両者のお立場を考えた上でぎりぎりの整理をさせていただいているのではないかと思います。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

曾根原専門委員、どうぞ。

○曾根原主査代理 再度登場になりますが、先ほど抽象的な話をしてしまったものですから、もう少しだけ具体的な事象でお話をします。こんな事例がありますので、ご紹介します。日本の限界集落エリアといった課題を抱えたエリアには、たくさんの遊休の資源があります。空家や農地、森林などです。こういったものを活用するビジネスモデルを確立し

た人がいます。ビジネスモデルを確立して、今、一般の投資家も呼び込んで、他県にも水平展開して事業を進めています。こういうソーシャルビジネスを展開している人がおります。

例えばこのような団体が資金分配団体になり、自ら築いたビジネスモデルのノウハウをそれに賛同するような投資家も集めつつ、さらに内閣府のこの休眠預金の活用という形で実行したら、活動に加速度がつくのではないかと考えています。そういったことを想定してお話をしました。

補足として、時間がない中お聞きいただきまして、ありがとうございました。

○高橋会長 ありがとうございます。

程委員、どうぞ。

○程会長代理 私、途中からの参加なので、もしかしたらピンボケな話をするかもしれませんが、資金分配団体は撤廃する方向でいいのではないかなと思います。

実行団体に関しては、例えば実際に500~600事業に助成が行われて、そろそろ3年経っているのですが、棚卸しをして実際に継続的にそれぞれが次に続くのか、または止まってしまうのか、その辺のしっかりとしたファクトを見た上で考えたほうがいいのではないかなと思います。

私自身、去年から小さな基金を運営し始めて、専門家のアドバイスのもと直接実行団体を選んでやっているのですが、そのときに、この事業は何年サポートすべきか、これは横展開する際に、私の基金がずっとそこをサポートしていくべきか悩みます。また新しいテーマもやっていきたいと思っておりますので、事業を自立的に進めていくことをお願いする可能性もあるのです。私、皆さんと比べて素人ですから、御提案は、実際の正確な数字は忘れましたが、例えば事業が600としたら、できれば100%継続してほしいと思います。突然休眠預金の仕組みがなくなってしまって、半分の事業がそこで終わってしまうというのは非常によくはないと思います。自己資金だけではなく、例えば資金分配団体がそこをもう3年補填するような力があるところがついているのか、またはさっき白石さんがおっしゃったように、600の事業をベンチャーキャピタルに対してピッチをやって資金を集めるのか、これだけ事業が始まったので、企業やクラウドファンディングなりに披露して、次の3年お願いしますというようなピッチコンテストをやるのか、ここはアイデアベースですが、何か自己資本ではない継続するための仕組みをしっかりと考えていく必要があるのではないかなと思います。

結論ではないのですが、私の意見としてお聞きください。ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

私の不手際で時間が大分超過してしまっています。実行団体の自己資本の在り方については、やはり自立という観点でどう考えるかについて、さらに考える必要があるということで、そこは事務局に宿題として残ったと思います。

最後に、成長フェイズへの支援について、事務局から今後の検討課題だということであ

りましたけれども、ここについて特に何かおっしゃりたい方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

私から一言だけ申し上げたいと思いますが、新しい資本主義実現会議の下で、新しい法人形態についての議論がなされると思いますので、それに平仄を合わせて私たちも議論しなくてはいけないのではないかと思います。それで、議論の進展具合によっては、さらに先の見直しということではなくて、実現会議の議論に応じて見直しをすることを考えていかななくてはいけないのではないかなと思いますので、時期の問題についてはできるだけ前倒しが可能なように考えていただく必要があると感じております。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、これで締めさせていただきますと思います。

以上、3つの議論、随分時間がかかりましたけれども、終わりました。今後、今日いただいた宿題、あるいは議連での議論を踏まえて、事務局でさらに検討をお願いしたいと思います。

すみません。大分遅くなりましたけれども、JANPIAの二宮理事長、何か御発言があればお願いできますでしょうか。

○二宮理事長 ありがとうございます。二宮です。

10月6日の5年後見直しの論点、または出資に関する論議から始めまして、12日、31日と大変長時間、様々なテーマについて深い論議をいただきまして、本当に感謝申し上げます。そして、その間、大変率直な御意見または御示唆をいただきまして、私どもJANPIAにとりましても、本当に様々な気づき、また、再認識するものが多々ございました。

一方、皆様へは、3月の審議会以降、半年以上御説明の機会を持てていなかったことから、ここまでのJANPIAの取組の近況や情報発信、広報の取組の状況などを委員の皆様へお伝えしたいという趣旨で、資料を御用意してお配りしているところでございます。

また、現在、総合評価の取りまとめを行っているところでございますので、これまでいただいた御指摘への対応などを含めて、改めて取組の全体像を、我々、制度活用の当事者としての立場を含めて、主体的に御報告する機会を頂戴できればと願っております。

本日のところは、簡単な資料で恐縮ですが、まずはお目通しいただければ幸いです。

本日はありがとうございました。

○高橋会長 理事長、どうもありがとうございました。

今日の議論に関して、事務局から特に何か発言はありますか。なければ事務連絡をお願いしたいと思います。

○小川室長 事務局でございます。

大変多岐にわたる御議論をいただきました。これを整理しまして、いま一度検討したいと思います。御議論は多岐にわたりましたけれども、出口は1つに絞らなければいけませんので、また整理したものをいま一度諮って御議論いただきたいと思っております。どう

ぞよろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

今日は私の不手際で随分時間を超過してしまいました。それから、途中で議論の分かりづらいことがあったと思いますけれども、御容赦いただきたいと思います。

それでは、今日はこれにて議事が終了いたしました。どうもありがとうございました。御退室ください。